

岩手海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ひらめの資源回復を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。

平成19年9月7日

岩手海区漁業調整委員会

会長 宮古漁業協同組合

1 制限の期間 平成19年10月1日から平成20年9月30日まで

2 制限の内容

- (1) 岩手県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。
- (2) 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。